

寝屋川市障害者長期計画の進捗状況と課題検討ワークシート のまとめ（追加分）

※9月20日以降、9月26日までに返信のあった機関・団体のご意見の要旨を整理しました。

1. 評価できる点 [①計画の達成状況、③機関・団体で実施・充実したこと]

【1-1-1 障害についての理解の推進】

- ・あかつき・ひばり園と公立保育所が交流保育を実施し、健常児との関わりを通じて遊びや生活を広げている。

【1-1-2 地域で支えあう活動の推進】

- ・NPO法人で、失語症や言語障害の人の集い（寝屋川さくらんぼの会）を開催している。

【2-2-1 一般就労の推進】

- ・支援学校から就労を希望する人が就業・生活支援センターに登録し、就職後のフォローも担当するかたちになった。
- ・就業・生活支援センター実務担当者会議に参加し、就労に向けての情報交換や連携を深めた。
- ・就労移行支援事業が徐々に活発化し、ハローワークへの求職活動や実習、就職が現実化している。
- ・就労移行支援事業は、平成22年度は4人が就職し、継続して就労している。

【2-2-2 福祉的就労や日中活動の推進】

- ・就労継続支援B型事業は、福祉的就労の場として利用されている。
- ・生活介護事業は、定員を超えて受け入れをしている。

【3-2-1 地域での生活や介護を支援するサービスの充実】

- ・日中一時支援事業は、支援学校高等部の生徒の進路に向けての利用が年々増加している。
- ・地域活動支援センターⅡ型と重度障害者等包括支援事業で、重度重複障害や高次脳機能障害の人を受け入れている。

2. 次期計画に向けた課題 [②計画の課題、④機関・団体の事業等の課題、⑤第3期計画に対する意見、⑥その他の意見]

【1-1-1 障害についての理解の推進】

- ・啓発と交流に関して、市と当事者団体や支援者との取り組みが行われていない。
- ・障害についての啓発に関して、市のホームページの活用状況を点検する必要がある。
- ・あかつき・ひばり園と民間保育所の交流について、経過児・並行利用時以外での推進が課題である。

【1-1-2 地域で支えあう活動の推進】

- ・障害者支援の活動に関して、市民活動センターと社協ボランティアセンターの連携を図る必要がある。
- ・新たに組織化されている当事者団体との連携が不足している。

【1-2-1 だれもが利用しやすいまちづくりの推進】

- ・低床バスの導入がすすんでいるが、電話予約が必要である。乗務員がリフトの扱いに慣れていないためのトラブルもある。
- ・行動援護、重度訪問介護の事業者が少ない。移動支援も撤退する事業者が出てきており、報酬単価を改善する必要がある。

【1-2-2 安全なまちづくりの推進】

- ・安心・安全メール一斉配信サービスは、認知症高齢者だけでなく障害者も対象にすべきである。

【2-1-1 継続的な支援のしくみづくり】

- ・児童福祉法改正にともなう障害児支援のしくみの変更をふまえ、新たに求められる機能を検討する必要がある。
- ・障害児等療育支援事業や相談事業について、障害児支援の制度変更の動向をふまえて関係機関と連携を図っていく。
- ・ライフステージを通じた支援を構築するため、本人や家族が持つ「サポート手帳」をつくるべきである。

【2-1-2 障害児の療育・教育の推進】

- ・療育事業の拡充に伴い、人員の確保と運営体制の構築が課題である。

【2-2-1 一般就労の推進】

- ・一人ひとりを中心にした就労のネットワークづくりに向けて、就労支援の総合的なビジョンが必要である。
- ・障害者の就労支援に関して、市の担当課（産業振興室）との連携をすすめる必要がある。
- ・支援学校から就労を希望する人への支援に関して、北河内圏域の各支援学校で連携にばらつきがある。
- ・就労移行支援事業は新たな利用者の確保が難しく、定員の半分程度の状況が続いている。
- ・就労移行支援事業の定員割れが大きな問題になってきている。
- ・就労移行支援事業が定員割れの状況であることもふまえて、障害者雇用を推進していくうえでの就労移行支援事業所の連絡会を設置し、事業者の連携を密にしていく必要がある（障害福祉課が中心となってすすめてほしい）。
- ・市庁舎での実習が実現したが試行段階に止まっており、障害者雇用を推進する立場として充実を図る必要がある。
- ・市の施設での実習を実施する時期を明確に表記してほしい。
- ・施設外実習の場の確保は市が行ってほしい。
- ・市における障害者雇用は、身体障害者に限らず推進するよう表記してほしい。
- ・市での障害者雇用の推進に向けて、市役所内での障害者理解などの講習会を開く必要がある。
- ・ジョブコーチの育成をどこがすすめるかを表記してほしい。
- ・在宅就労についての検討がなされていない。

【2-2-2 福祉的就労や日中活動の推進】

- ・就労継続支援B型事業は、就労移行支援事業の利用期間終了後の利用などのため、利用者数の増減が激しい。
- ・重度の人の日中活動の受け皿がない状況が続いている。
- ・重度の身体障害や医療的ケアが必要な人の日中活動の場が不足している。
- ・日中活動の利用者で、家族問題、生活の場の問題、経済的な問題、送迎や金銭管理の課題などの複雑な課題をもつケースが増えている（自立支援法になって事業が複雑化し、事業の区分がわかりにくくなってサービス提供に支障が生じている）。

【2-3-1 健康・医療・リハビリテーションの推進】

- ・医療機関や健診の情報、二次障害への対応など、医療の問題の取り組みが不足している。
- ・訪問看護・訪問リハビリについての総合的な施策が必要である。
- ・精神疾患の早期発見・早期治療のしくみを構築するため、小中学校でのメンタルヘルス教育に力を入れる必要がある。
- ・言語訓練を受けられるところが少ない。
- ・若年の高次脳機能障害や若年性認知症の人の社会参加を支援する、総合的なリハビリが行われていない。

【3-1-1 情報提供と相談支援の充実】

- ・相談支援のパンフレットが市役所の各課の窓口で配布されていない。
- ・市の委託事業は、十分な委託料の設定がなされていない。
- ・相談支援事業所と民生委員、まちかど福祉相談所の連携が必要である。
- ・障害者分野の専門機関だけではない相談支援のネットワークを構築する必要がある。
- ・複雑な課題が増えており、対応するしくみづくりを早急に検討する必要がある。

【3-2-1 地域での生活や介護を支援するサービスの充実】

- ・ホームヘルプサービスの事業所が不足している。
- ・入院中の人に対するコミュニケーション支援による介助者の派遣のしくみを制度化する必要がある。
- ・一人暮らしの知的障害者で重度訪問介護や重度障害者等包括支援の対象にならない人の支援のしくみを構築する必要がある。
- ・H I Vで免疫不全の人に、状況に応じて日常生活用具が給付できるよう、適用を見直すべきである。
- ・高次脳機能障害の人への支援が全くすすんでいない。

【3-2-2 居住の場の確保の推進】

- ・ケアホーム・グループホームの利用者への家賃補助のしくみができたことをふまえ、一人暮らしの人への適用も検討すべきである。

【3-3-1 権利擁護に対する支援の充実】

- ・権利擁護に関する取り組みがされていない。